

4 行政監査

定期監査の中で行う事務事業監査（いわゆる行政監査）については、経済性、効率性、有効性を重視して実施しました。

■具体的な着眼点・実施方法（平成23年度）

- ・新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は業務棚卸表等の進捗度）
- ・事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）

1 本庁

あらかじめテーマを定めず、各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

2 出先機関

各機関の主要事業及び課題・話題事項を中心にして監査を実施

（注）23年度の行政監査の結果は、指摘等のうち「事務事業」として出されるものです。
（具体的には「2 定期監査(2) 指摘等の状況（16ページ）」などを参照してください。）

5 随時監査

(1) 監査実施状況

随時監査は、地方自治法第199条第5項に基づき、必要があると認めるとき随時に実施されるもので、①財務会計監査と②工事技術監査とがあります。

① 財務会計監査

会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、例年「抜き打ち（予告なし）監査」として、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行っています。

23年度は、「抜き打ち監査」5箇所に加え、「特別監査」25箇所を合わせて30箇所を実施しました。

（特別監査の詳細は31ページを参照してください。）

② 工事技術監査

大規模な建設工事のうち建設途中のものを対象に監査を行い、23年度は5箇所を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	平成23年度（A）			平成22年度（B）			増減（A-B）		
	財務会計	工事技術	計	財務会計	工事技術	計	財務会計	工事技術	計
知事部局	(18) 18	5	(18) 23	(20) 20	4	(20) 24	(Δ2) Δ 2	(0) 1	(Δ2) Δ 1
企業局	(3) 3		(3) 3			(0) 0	(3) 3	(0) 0	(3) 3
がんセンター局	(1) 1		(1) 1	(1) 1		(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0
議会事務局			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
各種委員会			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
教育委員会	(4) 4		(4) 4	(2) 2		(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2
公安委員会	(4) 4		(4) 4	(2) 2		(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2
計	(30) 30	(0) 5	(30) 35	(25) 25	(0) 4	(25) 29	(5) 5	(0) 1	(5) 6

（注）（ ）は書面監査実施箇所数(内数)

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	平成23年度 (A)			平成22年度 (B)			増減 (A-B)		
	財務会計	工事技術	計	財務会計	工事技術	計	財務会計	工事技術	計
経営管理部	(1) 1		(1) 1			(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
企画広報部			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
くらし・環境部			(0) 0	(2) 2		(2) 2	(Δ2) Δ 2	(0) 0	(Δ2) Δ 2
文化・観光部	(1) 1		(1) 1	(1) 1		(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0
健康福祉部	(2) 2		(2) 2			(0) 0	(2) 2	(0) 0	(2) 2
経済産業部	(9) 9	1	(9) 10	(8) 8	1	(8) 9	(1) 1	(0) 0	(1) 1
交通基盤部	(5) 5	3	(5) 8	(9) 9	3	(9) 12	(Δ4) Δ 4	(0) 0	(Δ4) Δ 4
危機管理部			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
出納局			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
企業局	(3) 3	1	(3) 4			(0) 0	(3) 3	(0) 1	(3) 4
がんセンター局	(1) 1		(1) 1	(1) 1		(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0
議会事務局			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
各種委員会			(0) 0			(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
教育委員会	(4) 4		(4) 4	(2) 2		(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2
公安委員会	(4) 4		(4) 4	(2) 2		(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2
計	(30) 30	(0) 5	(30) 35	(25) 25	(0) 4	(25) 29	(5) 5	(0) 1	(5) 6

(注) () は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

区分	財務会計		工事技術
監査実施 箇所数	30箇所		5箇所
	特別監査 25箇所	抜き打ち監査 5箇所	
指摘等の 箇所数	10箇所 (40.0%)	—	1箇所 (20.0%)

区分	指摘等の区分 (件数)				
	指摘	指示	意見	検討	計
財務会計	1	14		4	19
工事技術	1				1
計	2	14		4	20

(注)「指摘」「指示」「意見」「検討」の区分は、資料編(91ページ)を参照してください。

イ 指摘等の内容

a 指摘(2件)

(a) 財産関係(1件)

- ・ 不適切な物品取得(がんセンター局)

(b) 工事技術 1件

- ・ 事前の調査不足による工事の遅延(島田土木事務所)

b 指示(14件)

(a) 支出関係(7件)

- ・ 支出負担行為同の遅延6件

(経営管理部自治局、農林技術研究所、茶業研究センター、富士工業技術支援センター、島田土木事務所、清水港管理局)

- ・ 物品購入同の作成遅延(企業局西部事務所)

(b) 契約関係(4件)

- ・ 機器修繕に係る不適切な契約事務(清水港管理局)
- ・ 印刷物の不適切な発注(県立美術館)
- ・ 物品購入に係る不適切な契約事務手続(がんセンター局)
- ・ 請書の未徴収(沼津土木事務所)

(c) 財産関係(3件)

- ・ 業務委託契約で取得した物品の資産未計上(がんセンター局)
- ・ 材料支給調書の作成漏れ(沼津土木事務所)
- ・ 材料品支給に係る不適切な事務処理(清水港管理局)

c 検討（4件）

- ・ 道路維持委託業務における作業時間確認方法について（沼津土木事務所）
- ・ 道路維持委託業務に係る凍結防止剤の在庫管理の改善について（島田土木事務所）
- ・ 道路維持委託業務契約での請求方法について（島田土木事務所）
- ・ 工事支給品に係る在庫管理の改善について（清水港管理局）

ウ 指摘等に対する改善の措置状況

平成23年度に指摘等（20件）を行った11機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、その内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（2件）を行った1機関の改善措置状況は、76ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

(3) 関係人調査を取り入れた特別監査の実施状況

ア 概要

22年度に「全庁会計調査（注1）」で不適正経理が判明したことを受け、不適正経理が多く発生した箇所での物品購入契約等に重点をおき、関係人調査（注2）を取り入れた特別監査を実施しました。

a 対象年度 22年度

b 実施期間 23年4月～24年3月

c 監査対象 153箇所（①定期監査128箇所＋②随時監査25箇所）

* 知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会、公安委員会の本庁及び出先事務所から抽出

* 随時監査のうち、抜き打ち監査5箇所、工事技術監査5箇所を除く

d 監査方法 「その他需用費」及び「原材料費」等の物品購入・修繕の支出につ

き、1箇所あたり2～471件抽出した会計書類を業者の帳簿と照合

* 延べ355業者（2,609件）に関係書類の提出を郵送で求め、327業者（2,116件分）の協力を得た。

回答率＝業者数92.1%（調査件数81.1%）

* 「その他需用費」→消耗品等の取得及び物品修理等に要する経費

「原材料費」→構築物の構成部分となる材料品の購入に要する経費（エレベーターの修繕部品など）

イ 監査結果

① 定期監査

実施した128箇所中、指摘等はありませんでした。

② 随時監査

実施した25箇所中、指摘等は10箇所（19件）ありました。

このうち、主な不適切事例は次のとおりです。

指摘・指示事項	対象箇所	監査結果
印刷物の不適切な発注	県立美術館	指示
機器修繕に係る不適切な契約事務	清水港管理局	指示
不適切な物品取得	がんセンター局	指摘

* 「指摘」「指示」の区分は、資料編（91ページ）を参照

* 上記事例の詳細は51、52ページを参照

（注1）県は、会計検査院からの不適正事例の指摘などを受け、15年度から20年度の予算執行（その他需用費など）に係る全庁会計調査を実施しました。

結果は22年10月に公表されましたが、多くの所属で不適正経理が確認されました。

県では、引き続き、21年度分についても全庁会計調査を実施し、結果を23年3月に公表しましたが、一部の所属で不適正経理が確認されました。

(注 2) 関係人調査は、地方自治法第 199 条第 8 項に基づき、納入業者側の納品状況調査を行い、監査対象機関の書類と照合することによって不適切な経理処理がないかどうかを検証するものです。

本県監査では平成 20 年度から関係人調査を導入しているが、従来は年間で 20 業者（数十件）程度であったものを、23 年度は約 200 業者（1,800 件）に大幅に増やしました。

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成22年度静岡県一般会計及び13特別会計

イ 審査の期間

平成23年7月22日から平成23年8月30日まで

ウ 審査の結果

平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算及び事業の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>(1) 財政の健全化への取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全財政の枠組みはおおむね堅持されていると認められるが、財政構造の硬直化への懸念や財源不足の解消に向けた不安等、県の財政環境は依然として厳しい状況にあり、財政の健全化への取組を一層推進されたい。 ・ “ふじのくに”づくりと財政健全化の両立を図るために、より少ないコストで行政サービスの質を向上させることを目標とする新公共経営（NPM）の進展に、一層積極的に取り組まされたい。具体的には、新行財政改革大綱に掲げる理念と計画を着実に実行するため、新たな行政評価手法の導入や内部管理経費等の徹底した見直し等による歳出のスリム化及び県税の安定的な確保や未収金徴収対策の強化等による歳入の確保に努めることにより、効果的で効率的な行政運営の実現を図られたい。 ・ 国に対しては、将来にわたって安心な財政運営を確立するため、一般財源総額の確保や地方消費税等の税財源の充実について、積極的に要請されたい。
<p>(2) 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>これまでの徴収対策の成果と課題の検証を確実に実施し、先進事例を含めたあらゆる方策の研究と検討を深め、それらを総動員することにより実効性のあがる徴収対策に取り組む、収入率の向上及び収入未済額の縮減を図られたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税の徴収対策の強化こそが全体の収入未済額縮減の決め手であることを銘記されたい。 個人県民税の賦課徴収は市町の事務となっているが、市町間における収入率は18.1ポイントもの較差があり、市町との連携や支援に当たっては重点化・優先化も考慮されたい。その上で、数値目標は行動目標として設定し、中期的な改善目標を明確にされたい。 ・ 債務者の生活状況や財産状況等の実態把握に努め、滞納の初期段階での迅速な対応や法的措置を含めた個々の実情に応じた適切な対策を講じ、収入未済の解消及び新たな収入未済の発生防止に努められたい。

	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、縮減目標の設定や研修会の実施、不良債権処理の統一的な基準の制定など、債権回収の実効性のある取組を推進されたい。
(3) 事業繰越の縮減について	<ul style="list-style-type: none"> 災害等自然状況に起因する場合や国の補正予算に係る事業の着手が年度末になった場合などやむを得ない場合を除き、年度内に事業を完了させ、事業効果を早期に発揮できるよう、繰越し原因を分析するとともに、関係機関等との十分な調整を行うなど、引き続き的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額のより一層の縮減に努められたい。
(4) 不用額について	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営が厳しい中で財源の有効な活用を図るため、引き続き、予算計上時に精度の高い所要経費の見積りを行い、事業の進捗状況を的確に把握するとともに、適時な補正等を行い、効率的な予算執行に努められたい。特に一部の特別会計では、貸付金の見込みと実績との差や予備費の残等により多額の不用額が発生しており、資金需要に見合った適正な予算編成を検討されたい。
(5) 特別会計や基金の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行に努められたい。 特に、林業改善資金をはじめとする一部の特別会計において、予算に対する執行率が低く、毎年度、貸付実績額が見込み額を下回り、多額の収支差額が生じており、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。今後、事業の実施に当っては、貸付金の需要拡大に努めるとともに、年間の資金使用見込み額を的確に把握し、資金需要に見合った額の予算化や収支差額の国への自主納付や一般会計への繰り出しを検討するなど、適正な資金管理に努められたい。 基金のうち、社会環境基盤整備資金については、平成 16 年度以降事業充当による基金の取り崩しがなく、毎年度運用益のみを積み立てている状況にあるため、基金の設置目的や資金需要などを確認し、財産の効率的・効果的な活用の観点から、その必要性やあり方などを検討されたい。
(6) 事業執行について	<p>ア 新しい総合計画の着実な推進を図る行政経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は厳しい財政環境の下で、県民視点に立った成果を重視した行政経営をより一層展開してことが肝要であり、さらなるPDCAサイクルによる行政評価の推進を通じて、効果的で効率的な事業執行に努められたい。 <p>イ 指定管理者制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、新たな施設への指定管理者制度の導入や指定管理の更新に当たっては、施設の安全対策等に関して指定管理者に対し指導・監督を徹底するとともに、指定期間や実績評価の仕組みづくり等の検討を行い、制度本来の趣旨に立ち返り、利用者に対し良質な公共サービスを提供するよう、取り組まれたい。
(7) 事務執行について	<p>ア 財務会計事務等の適正な執行について</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで以上に監査結果の周知徹底や研修などにより職員の意識改革を図り、職場内チェック体制の充実や業務の進捗管理、情報の共有化などに努めるとともに、内部

	<p>統制機関を有効に機能させて、適正かつ正確な財務関係事務等の執行に努め、実効性のある取組を推進されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予算執行に当たっては、管理監督者はもとより事務事業を執行する職員一人ひとりが、改めて公金は県民から預かった貴重な税金であることを再認識し、公務員としての原点に立ち返って業務を執行するなど、全庁一丸となって適正な会計処理に向けた取組を徹底し、県民の信頼回復に努められたい。 <p>イ 財産管理等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産は県民から負託された貴重な財産であることから、その重要性を改めて認識し、財産規則等に基づく適切な財産管理を徹底されたい。 特に、備蓄資材等の管理については、常にコスト意識を持ち、物品の在庫管理を徹底されたい。 ・ 複式簿記・発生主義を基本とした新たな公会計制度に基づく財務諸表については、県民にわかりやすく公表するとともに、財務情報の比率分析や経年変動の把握、類似団体との比較などの分析を行い、今後の財政運営などに積極的に活用されたい。 ・ 未利用財産の売却を積極的に推進するとともに、財産の空きスペースの利活用については、公募方式によるエレベータ内壁面広告の許可などを実施しているが、歳入確保の面からも、引き続き、これら取組をより一層推進されたい。 ・ 歳計現金や基金の運用についても、自主財源確保の有力な手段であることから、安全・確実かつ積極的な運用に努められたい。
(8) コンプライアンスの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する研修などを通じ職員の意識改革を徹底するとともに、組織における規範意識の高揚を図り、より一層法令順守の徹底に努め、県民の信頼回復に向けて最善の努力を図られたい。

(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県土地開発基金及び静岡県立美術館建設基金

イ 審査の期間

平成 23 年 7 月 22 日から平成 23 年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 22 年度静岡県工業用水道事業

平成 22 年度静岡県水道事業

平成 22 年度静岡県地域振興整備事業
平成 22 年度静岡県立静岡がんセンター事業

イ 審査の期間

平成 23 年 7 月 22 日から平成 23 年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか 3 事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成 23 年 3 月 31 日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されていたものと認める。

エ 審査の意見

工業用水道事業ほか 3 事業の事業概況及び経営状況並びに審査の意見は、次のとおりである。

<p>(1) 工業用水道事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も黒字経営を維持できるよう、計画的な施設の更新と効率的な維持管理による費用の平準化と削減を図るとともに、給水区域内の新規需要の拡大に努められたい。また、当年度純損失が続く工業用水道については、早期に収支が均衡するよう経営改善に取り組まれたい。 ・ 良質な工業用水の安定供給のため、老朽化施設の計画的な更新、耐震計画に基づく耐震工事の着実な実施、漏水事故や地震等に対する危機管理体制の強化を進めることなどにより、災害や事故に強い施設、体制づくりに努められたい。
<p>(2) 水道事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も減価償却費等の増加が見込まれることから、経費削減の徹底を図るなど、より一層の効率的な経営に努められたい。 ・ 安全、安心な水道水の安定供給を果たせるよう、老朽化施設の計画的な更新、耐震計画に基づく耐震工事の着実な実施、危機管理体制の強化を図ることなどにより、災害や事故に強い施設、体制づくりに努められたい。
<p>(3) 地域振興整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津水産流通加工団地・焼津和田産業団地、島田大津工業用地の未分譲である各 1 区画については、早期完売に努めるとともに、長期保有地である浜松坪井用地については、関係自治体との協議の結果に基づき、早期に処分の手続きを進められたい。
<p>(4) 静岡がんセンター事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「静岡がんセンター病院事業の経営見通し」に基づき、患者サービスの向上と効率的な病院経営の実現に向け、継続的な病院改革の推進に努められたい。 ・ 今後の患者の動向に対応して、安定した医療サービスが提供できるよう、十分な診療スペースの確保や、より一層の医療スタッフ確保に努めるなど、診療機能の充実強化に努められたい。 ・ 過年度未収金の早期処理と新たな収入未済の発生防止に向けた取組を、より一層強化し、収入の確保に努められたい。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 22 年度健全化判断比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項

イ 審査の期間

平成 23 年 8 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

区分	平成 22 年度 健全化判断比率	平成 21 年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	25%
実質公債費比率	14.3%	13.1%	25%	35%
将来負担比率	251.8%	262.6%	400%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「—」と表示した。

エ 審査の意見

実質赤字比率	平成 22 年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は生じていない。
連結実質赤字比率	平成 22 年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。
実質公債費比率	平成 22 年度の実質公債費比率は 14.3% で早期健全化基準（25%）未満だが、前年度実績（13.1%）に比べて 1.2 ポイント悪化している。 今後も公債費による財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	平成 22 年度の将来負担比率は 251.8% で早期健全化基準（400%）未満であり、前年度実績（262.6%）に比べ 10.8 ポイント改善している。 しかし、将来負担額のうち、一般会計等の地方債現在高が 2 兆 7,585 億 4,085 万 4 千円と全体の約 86% を占めており、昨年度に比べ 1,194 億 4,422 万 3 千円（約 4.5%）増加している。 今後とも適正な地方債の管理に努められたい。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 22 年度資金不足比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

平成 23 年 8 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

区分		公営企業会計名	平成 22 年度 資金不足比率	平成 21 年度 資金不足比率	経営健全 化基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県流域下水道事業特別会計	—	—	
	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示した。

エ 審査の意見

平成 22 年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていないが、引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

8 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（一般会計・特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）
- ・ 静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<平成23年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	29	31	28	31	30	16・28	31	29	29

イ 実施方法

原則として、書面検査ですが、毎年1回は面接検査を行うこととしています。

（平成23年度は、平成24年1月が面接検査）

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

（平成23年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

23年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求

(1) 監査実施状況

区分 年度	前年度 からの 繰越	受 付	却 下	受 理			翌年度 への繰 越
				勸 告	棄 却	却 下	
平成18年度	0	4	2	2	2		0
平成19年度	0						0
平成20年度	0	2		2	2		0
平成21年度	0	2		2	1		1
平成22年度	1				1		0
平成23年度	0	1		1	1		0

(2) 監査の結果等（平成23年度）

請求年月 日	請 求 者	請 求 内 容	請求の概要	監査の 結果等	結果の概要	監査結 果通知 年月日
H23.6.16	勝亦 新一郎	静岡県工 業技術研 究所沼津 工業技術 支援セン ター委託 業務の入 札等	平成23年度空調設備 等保守点検業務委託に 係る入札について、一 般競争入札でなく指名 競争入札としたこと が、地方自治法施行令 第167条に反している ので、契約を無効とし 再度一般競争入札を実 施することなどを請求 するもの	棄却	入札は不信用又 は不誠実な業者 を回避する意図 をもって指名競 争入札とされた もので、指名競 争入札としたこ とに違法性はな く、再度一般競 争入札を実施す る必要はないな どとして、棄却 した。	H23.8.12